

平成27年第5回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成27年5月21日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第1・第2会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第10号 農地法第3条の規定による届出について
日程第4 報告第11号 農地法第4条の規定による届出について
日程第5 報告第12号 農地法第5条の規定による届出について
日程第6 議案第13号 相続税の納税猶予に関する引き続き農地経営を行って
いる旨の証明願いについて
日程第7 議案第14号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
いについて

5 出席委員(16名)

1番 岩 田 高 雄	2番 三 田 武 司
3番 中 村 勝 司	4番 野 口 和 広
5番 比留間 梅 男	6番 橋 本 貴 夫
7番 関 田 貢	8番 町 田 務
9番 石 川 文 男	10番 川 鍋 正 義
11番 関 田 文 吉	12番 床 鍋 義 博
13番 内 野 貞 夫	14番 御殿谷 一 彦
15番 西 川 洋 一	16番 押 本 信 夫

6 欠席委員 なし

7 出席した職員 事務局(1) 乙 幡 正 喜

8 会議の結果

報告第10号、報告第11号及び報告第12号について専決処理を確認した。

議案第13号及び議案第14号について審議した結果、証明書を発行することに決定した。

9 会議の概要

事務局(1) 本日の出席状況についてご報告いたします。定員は16名、現員数は16名

でございます。欠席者はゼロ名、16名の出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例会が成立したことをご報告いたします。

以上でございます。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

会 長 (会長挨拶)

◎開 会

議 長 では、ただいまより平成27年第5回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

事務局(1) (議事日程の報告)

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、9番、石川文男委員、10番、川鍋正義委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。(会長報告)

◎報告第10号

議 長 続いて、日程第3、報告第10号 農地法第3条の規定による届出4件について専決処理しておりますので、ご報告いたします。事務局より朗読及び内容について説明いたします。

事務局(1) (議案書に基づき説明 4件)

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第10号 農地法第3条の事案については、所有権の移転が確認できておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第11号

議長 続いて日程第4、報告第11号 農地法第4条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、報告いたします。事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(1) (議案書に基づき説明 2件)

議長 朗読及び説明いたしました。

報告第11号 農地法第4条の事案については、所有権の移転が確認できておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第12号

議長 続いて日程第5、報告第12号 農地法第5条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(1) (議案書に基づき説明 3件)

議長 朗読及び説明いたしました。

報告第12号 農地法第5条の事案については、所有権の移転が確認できておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎議案第13号

議長 続きまして、日程第6、議案第13号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い3件についてご審議いただきます。事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(1) (議案書に基づき説明 3件)

議長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 特にご意見等もないようですので、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続いて、申請番号2番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。何かご質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 特にご意見等もないようですので、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続いて、申請番号3番、橋本さんの事案についてご審議いただきます。

こちらの事案については、橋本貴夫委員に関する事案でございます。

橋本貴夫委員につきましては、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により議事参与は制限されておりますので、退席をお願いいたします。

(橋本委員退席)

議 長 本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 特にご意見等もないようですので、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

ここで、橋本貴夫委員の議事参与の制限を解除いたします。

(橋本委員入室)

◎議案第14号

議長 続きますして日程第7、議案第14号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願い2件についてご審議いただきます。事務局より議案の朗読及び内容について説明いたさせます。
事務局(1) (議案書に基づき 2件)

議長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は生産緑地に係る農業の主たる従事者について証明するものです。

申請番号1番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案は、説明のとおり生前、申請者の父である〇〇さんが、この農地で農業従事していたかどうかについてご判断いただくものです。亡くなられた〇〇さんは東村山市にお住まいでしたので、生前、営農をしていたかどうかについて東村山市の農業委員会に確認いたしました。市外のため、農地部会長より報告いたします。

農地部会長。

農地部会長 それでは、ご報告いたします。

齊藤さんにつきましては、生前、農業に従事していましたことを東村山市農業委員会事務局で5月14日に確認していただきましたことをご報告いたします。

以上でございます。

議長 農地部会長から意見をいただきました。

現地の状況もあわせて、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようですので、主たる従事者証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議ないようですので、証明書を発行することに決定いたします。

続いて、申請番号2番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案は、説明のとおり生前、申請者の母である〇〇さんが、この農地で農業従事していたかどうかについてご判断いただくものです。亡くなられた高杉さんが農業経営していたかどうかについて、地区担当員の意見を求めます。

芋窪第4地区担当、岩田委員。

岩田委員 それでは、ご報告いたします。

高杉さんにつきましては、生前、農業に従事していましたことを報告いたします。
以上のとおりです。

議 長 地区委員から意見をいただきました。

現地の状況もあわせて、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 特にないようですので、主たる従事者証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないようですので、証明書を発行することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

(午後 2時35分)